

はじめてみませんか？

保管金の電子納付

明日からはじめてみませんか？

まずは利用者登録から。

裏面の利用者登録申請書に記入の上、会計課へ提出していただければ登録できます。

まずは



利用者登録の申請

- ・裁判所の会計窓口で「利用者登録申請書」を提出するだけです。
- ・裁判所から「利用者登録コード」が付与されます（当日交付又は後日郵送）。

実際に利用してみましょう

ステップ1

事前に受付もしくは担当書記官に、電子納付を希望する旨及び「利用者登録コード」をお伝えください。

ステップ2

裁判所から、①収納機関番号、②納付番号、③確認番号をお知らせします。

※受付時にお知らせ 又は 後日ファクシミリ等によりお知らせします。

※電子納付をするためには、これらの番号が必要になります。

ステップ3

インターネットバンキングやPay-easy(ペイジー)対応のATM等を利用して電子納付してください。

- ・原則として手数料は必要ありません。
- ・ATMで休日・夜間に納付する場合、利用する金融機関によっては時間外手数料がかかる場合があります。
- ・一部のネット専用銀行では利用できない場合があります。
- ・保管金提出書、振込書等の裁判所への提出は必要ありません。

※時間外、休日は、裁判所のシステム上、入金確認ができませんので、ご注意ください。

※現在のところ、民事執行事件における買受申出保証金、売却代金は電子納付対象外です。

事件が終了したら



事件終了後、残金は利用者登録申請で登録した口座に自動的に振り込まれます。

裁判所

歳入歳出外現金出納官吏又は出納員 殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

提出者情報

氏 名 (カ ナ)	
氏 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	

還付先情報

金 融 機 関 名	銀行・金庫・組合 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	
口 座 名 義 (カ ナ)	
口 座 名 義	
F A X 番 号	

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。

事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。

この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。

提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。

登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。